

調停のために要する費用の一部を、調停の申請人に負担させることができる。

3 関連公共事業の推進について

特に大規模な公共事業の施行は、その行われる地域の経済・社会構造に著しい影響を与え、これに対応するための既存公共施設の再編、新たな公共施設の整備、さらには当該地域の再建整備のための諸事業の推進などの問題を生じさせる。これらの関連公共事業は、公共補償による合理的な機能回復の範囲を超えるものであるため、起業者の負担とするのは適当でないが、これを放置することが社会公平の観点からみて著しく不適切な場合があるため、このようなものについては、国、地方公共団体等が、公共補償とは別個に、地元に対する総合的配慮のもとに何らかの措置を講ずる必要がある。

そのための具体的な措置としては、関連公共事業を所管する関係省庁等において、予算執行にあたり関連公共事業を優先的に施行するように配慮するとともに、さらには、関連公共事業推進についての調整を行うために、一定の財源を保留すること、地方公共団体に対して特別の財政援助措置を行うことなど十分な措置を講ずるよう検討すべきである。

III

要綱の概要